

## 【参加資格】

この企画提案に参加するには、次の事項を全て満たすこと。

- 1 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中ではないこと。
- 2 契約締結日時点で川崎市業務委託有資格業者名簿に登載されていること。
- 3 提案期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- 4 受注者は、次に示す条件を全て満たすこと。
  - (1) 本委託業務と同種・同類の業務の委託実績を有すること。具体的には、次に挙げるいずれかの例に類する実績であること。
    - ア 政令指定都市において、国民健康保険システム若しくは後期高齢者医療システム関連のコンサルティング業務を受託した実績を有していること。
    - イ 政令指定都市において、情報システムに関する調査分析、要件定義書作成、開発監理を一貫して実施した実績を有していること。
    - ウ 政令指定都市において、情報システムの調査分析を実施した実績を複数有していること。
    - エ 政令指定都市において、情報システムの調達支援（要件定義、調達仕様書作成）を実施した実績を複数有していること。
    - オ 政令指定都市において、情報システムの開発監理（開発業者とは別に、発注者側の立場から開発の進捗・品質管理などを支援する業務）を実施した実績を複数有していること。
  - (2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク又は国際規格ISO27001を取得していること。
  - (3) 国際規格ISO9001を取得していること。
- 5 受注者は、本委託業務に従事する技術者（以下「業務従事者」という。）について、以下に示す要件を全て満たし、市の情報化の推進支援を確実に実施可能な者を従事させること。また、履行期間の途中において業務従事者を交代する場合は、現業務従事者と同等の知識・経験を有する人員を従事させること。

なお、本委託業務を継続的かつ円滑に実施するため、業務従事者については再委託を認めない。

  - (1) 現場責任者は、本委託業務の履行に関して従事者を指揮監督するものとし、本委託業務と同種・同類の業務を現場責任者として実施した経験を有すること。本委託業務と同種・同類の業務とは、4（1）に示すいずれかの業務を指す。
  - (2) スタッフは、現場責任者の指揮監督の下、本業務を実施するものとする。スタッフについては、4（1）に示すいずれかの業務を実施した経験を有する者1名以上を配置すること。